

第5節 南海トラフ地震臨時情報に係る措置に関する事項

【南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応】

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に備え、情報の収集や伝達に努める。（伝達系統図は別図1-4-1のとおり）

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、必要な災害応急対策（第2から第11までの措置）を講ずるものとする。（伝達系統図は別図1-4-2のとおり）

第1 災害応急対策をとるべき期間

- 1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（発生から168時間経過した以降の正時までの期間をいう。以下同じ。）、後発地震（規模については最大クラス（M9クラス）の地震が発生することを想定）に対して警戒する措置をとるものとする。
- 2 地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（発生から336時間経過した以降の正時までの期間をいう。）、後発地震に対して注意する措置（後段【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応】参照）をとるものとする。

第2 発災に備えた資機材等の確保

市、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、主要食糧、生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き等を行うものとする。

1 食品及び生活必需品、医薬品等の確保

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等の確保を行うため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、市（健康福祉部、子ども青少年部、経済部、経理部、病院部）は、市が備蓄する非常用の食品及び生活必需品、医薬品等の保有数量等の点検・確認を実施し、払い出し体制の確立を図るとともに、県及び供給協定を締結している関係業界等と連絡をとり、円滑な供給体制の確立に向けた準備を行う。

(1) 食品及び生活必需品の確保

ア 市が備蓄する非常用の食品及び生活必需品の保有数量等の点検、確認を実施し、払い出し体制の確立に向けた準備を行う。

イ 市が供給協定を締結している関係の団体・業界と連絡をとり、食品及び生活必需品の放出可能な数量を把握し、円滑な供給体制の確立に向けた準備を行う。（附属資料編 計画資料43、

44参照)

(2) 医薬品等の確保

ア 市立病院、保健センター等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立に向けた準備を行う。

イ 関係機関・業界と連絡をとり、医療・助産・保健救護活動に必要な医薬品及び医療器材の放出可能な数量の把握に努め、緊急調達体制の確立に向けた準備を行う。(附属資料編 計画資料45 参照)

2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の確保

(1) 緊急輸送道路復旧用資機材及び人員の確保

市(緑政土木部)及び県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時、発災後における道路啓開や緊急輸送道路を復旧するため、資機材・人員の確保等に努めるものとする。

(2) 給水確保用資機材の確保

市(上下水道部)は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時、発災後における給水確保に備え、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の確保に努める。

(附属資料編 計画資料73～76 参照)

(3) 下水道機能確保用資機材の確保

ア 市(上下水道部)は、直ちに各施設を緊急点検する。

イ 発災後の応急復旧に備えて、資機材の点検、確保に努める。

(4) 通信確保用資機材の確保

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ災害応急用無線機の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図る。(附属資料編 計画資料39、56、56-2参照)

(5) 浸水対策用資機材及び人員の確保

市(緑政土木部・上下水道部)は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時から、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう、浸水対策用資機材及び人員の確保等に努めるものとする。(附属資料編 計画資料31、32参照)

(6) 廃棄物処理及び清掃活動用資機材及び人員の確保

ア 一般廃棄物処理施設

市(環境部)は、地震災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の体制の確保に努めるものとする。

イ ごみ処理

市(環境部)は、災害により一時的多量に排出される災害ごみの収集、運搬及び処分や、損壊した建物等から発生する災害がれきの処理が速やかに行えるよう、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時には、災害廃棄物処理の協力を要請する関連団体と連絡をとり、人員体制及び資機材の確保に努めるものとする。(附属資料編 計画資料78参照)

ウ し尿処理

市（環境部）は、各指定避難所等のトイレが使用不能になった場合に備えて、必要に応じて災害用トイレを確保できるよう、また、し尿の処理が速やかに行えるよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、人員体制及び資機材の確保に努めるものとする。（附属資料編 計画資料79参照）

(7) 防疫活動用資機材及び人員の確保

市（健康福祉部）は、地震発生時に感染症予防対策として防疫活動が実施できるよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、人員体制及び資機材の確保に努めるものとする。（附属資料編 計画資料77参照）

(8) 医療・助産・保健救護用資機材及び人員の確保

市（健康福祉部・病院部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、応急的な医療・助産・保健救護活動の実施のための準備をする。

ア 保健センター、市立病院を拠点とし、医療・助産・保健救護活動の準備を進めるものとする。

イ 応急的な医療・助産・保健救護活動を実施するため、必要な救護班を編成する。

ウ 応急的な医療・助産・保健救護活動の実施に応援が必要と判断される場合は、市は県に対し応援要請をすることができる。

第3 広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う混乱の発生を未然に防止し、災害応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。

また、住民や事業者等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、必要な防災対応をとるよう呼びかける。

<住民のとりべき措置>

日頃からの地震への備えの再確認の例	安全な防災行動の例
<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持出品の確認 ・出火の防止、危険物の安全措置の確認 ・隣近所との連絡・助け合いに関する確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波・土砂災害などの危険が高い場所に、なるべく近づかないようにする。 ・屋内のできるだけ安全な場所で生活する。 ・ベッドの頭上や高い場所に物を置かない。 ・防災情報の入手方法を確認する。

<事業所の取るべき措置>

日頃からの地震への備えの再確認の例	施設・設備等の点検の例
<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・発災時の職員の役割分担の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要生産設備の点検 ・施設の耐震診断結果に基づく危険個所の点検 ・転倒・落下物の危険個所の点検 ・緊急用自動車の点検

1 広報項目

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。なお、広報の手段等により適宜広報内容を選定し広報するものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容
- (2) 市長から市民への呼びかけ
- (3) テレビ、ラジオ等で正確な情報をつかむことの呼びかけ
- (4) 公共交通機関の運行状況
- (5) ライフラインに関する情報
- (6) 日頃からの地震への備えの再確認の呼びかけ

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の広報文例】

こちらは、名古屋市です。○月○日 午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。これにより、この地方においても、時間差で大規模地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。

地震が確実に発生するというものではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて、今後2週間、次の地震発生に備えてください。

- 家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった、日頃からの地震への備えを再確認してください。
- 津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないなど、安全な防災行動をとってください。
- テレビ・ラジオ・スマートフォンなどにより、引き続き正確な情報を確認してください。
- 名古屋市内の公共交通機関は、現在運行されています。混乱を起こさないように心がけてください。

《繰り返す》

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市長から市民への呼びかけ文例】

市民の皆さん、名古屋市長の〇〇〇〇でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、気象庁から〇月〇日 午前（午後）〇時〇分、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。

この情報は、南海トラフ沿いでの大規模地震の発生可能性が、平常時に比べて相対的に高まっていると評価された際に発表される情報です。地震が確実にくるということではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて次の地震発生に備えてください。

具体的には、家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった日頃からの地震への備えを再確認するとともに、津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないといった安全な防災行動をとるなど、今後2週間、地震の発生に備えてください。

大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、正確な情報をテレビ、ラジオ、スマートフォンなどで確認してください。秩序正しく冷静に行動していただくことをお願いします。

【後発地震が発生しないまま2週間が経過し、国からの呼びかけがあった場合の広報文例】

こちらは、名古屋市です。〇月〇日 午前(午後)〇時〇分に、国から、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分に注意しつつ、通常の生活に戻るよう呼びかけがありました。最初の地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。地震の発生に注意しながら通常の生活を送ってください。

《繰り返す》

2 広報手段及び内容等

(1) 広報車

ア 担当部

区本部

イ 広報の方法

(ア) 区本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは直ちに各区隊（消防隊、環境隊、土木隊、水道隊）に対し広報車による住民広報実施の協力を依頼する。

(イ) 区本部及び各区隊は、協議によりあらかじめ定めた区域、巡回経路、広報内容等によりそれぞれ広報を行う。なお、広報内容の正確な伝達を確保するため、停止して広報を行うことを原則とする。

ウ 広報の内容

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容に関すること。

(イ) 落ち着いて行動すること。

(ウ) テレビ・ラジオ等から正確な情報の収集に努めること。

(エ) 日頃からの地震への備えの再確認に関すること。

(オ) その他状況に応じて必要と認める事項に関すること。

(2) 航空機（ヘリコプター1機）

ア 担当部

消防部（消防航空隊）

イ 広報の方法

航空機の拡声装置を活用し、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、木造家屋密集地域等を重点に広報を行う。

ウ 広報の内容

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容に関すること。

(イ) 落ち着いて行動すること。

(ウ) テレビ・ラジオ等から正確な情報の収集に努めること。

(エ) 日頃からの地震への備えの再確認に関すること。

(オ) その他状況に応じて必要と認める事項に関すること。

(3) テレビ、ラジオ等

市長から市民への呼びかけを行う。

(4) その他

大型映像装置、市ホームページ、消防テレホンサービス等を活用しての広報を行う。

3 報道機関への広報依頼

(1) 担当部

総括部、庶務部

(2) 方法

総括部は庶務部を通じて、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、広報の放送を依頼する。

(3) 内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容

イ 日頃からの地震への備えの再確認の呼びかけ

ウ 市及び防災関係機関が行う応急対策の内容

(ア) 市立幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校の幼児・児童・生徒の動向

(イ) 公共交通機関の状況

(ウ) 交通規制及び道路の状況

(エ) 水道、電気、ガスの供給状況

(オ) その他状況に応じて、本部から住民に伝達する必要があると認める事項

エ 消防計画、予防規程、防災規程等を作成している事業所に対する災害応急対策実施の呼びかけ

4 相談窓口

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の本市の防災対応に関する住民からの照会に対応する主な窓口を明示し、その周知を図る。

区分	事 項	窓 口
1	災害応急対策一般に関すること。	各区総務課 防災危機管理局危機対策室
2	交通状況に関すること。 (1) J R東海の運行に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関すること。 (3) 道路交通対策に関すること。 (4) 交通情報に関すること。	J R東海各駅 交通局（広報広聴課、テレホンセンター、地下鉄各駅、市バス各営業所） 愛知県警察（交通部交通規制課、各警察署） 愛知県警察（交通部交通管制課）
3	水道、電気、ガスの供給等に関すること。 (1) 水 道 (2) 電 気 (3) ガ ス	上下水道局（各水道営業所） 中部電力パワーグリッド株式会社（各営業所） 東邦ガス株式会社（各営業所）
4	電信電話に関すること。	西日本電信電話株式会社（名古屋支店災害対策室）
5	出火防止等の地震火災対策に関すること。	消防局（消防部消防課、各消防署(出張所)）
6	事業所等の災害応急対策に関すること。	消防局（予防部予防課、各消防署(出張所)）
7	社会福祉施設及び学校等（市立）の幼児、児童、生徒等の帰宅に関すること。	（社会福祉施設） 総合的事項－健康福祉局及び子ども青少年局の各総務課 個別的事項－各社会福祉施設又は各所管課 （学校等） 総合的事項－市教育委員会事務局学校教育部指導室 個別的事項－各学校及び幼稚園
8	ごみ・資源、し尿の処理に関すること。	総合的事項－環境局作業課 個別的事項－各環境事業所

第4 避難対策

1 住民等の避難行動等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとるよう呼びかける。

2 住民等への広報

住宅の耐震性が不足している住民、土砂災害警戒区域内の住民等に対しては、平常時から、住宅の耐震診断やハザードマップ等により、自らの住まいのリスクを理解させ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、知人宅や親類宅等への避難を検討できるようにする。

3 児童・生徒等の安全対策

校（園）長を中心に、情報を集め、明確な指示・的確な措置をとる。

(1) 在 校（園）時

児童等に情報を伝え、状況によっては安全に避難させ、掌握する。

ア 情報が発表されたことを、すみやかに児童等に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。

イ 情報が発表されたことを、保護者に伝える。

ウ 既に南海トラフの一部で地震が発生し、すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、児童等を安全な場所に避難させ、保護者に状況を伝える。

エ 状況によっては、児童等を保護者に引き渡す等により、帰宅させる。

(2) 登下校（園）中

あらかじめ、次のことについて指導しておく。

ア 登校中の場合は、原則としてそのまま登校する。登校したら、在校時の指導に準ずる。

イ 下校中の場合は、原則としてそのまま下校する。下校後は、在宅時の指導に準ずる。

(3) 在宅時

あらかじめ、次のことについて指導しておく。

ア 情報が発表されたことを知った場合は、日頃からの地震への備えの再確認をする。

イ 特に学校から連絡がない限り、授業が行われるので、通常どおり、登校する。

(4) 野外教育・修学旅行・その他の校外学習については、予定どおり実施する。すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、予定を変更する。

第5 消防・水防対策

1 消防及び水防機関は、出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時から、次の事項を重点としてその対策を推進するものとする。

(1) 火災発生防止及び初期消火活動についての居住者、施設、事業者等への広報

(2) 火災の発生に備え、消防車両等の資機材の事前配備

(3) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(4) 自主防災組織、自衛消防組織等の防災活動に対する情報提供、注意喚起の実施

(5) 関係機関との連絡体制の確認

(6) 水防資機材の点検

2 消防対策

(1) 出動体制の点検、確認

ア 車両及び資機材の点検等

水槽付消防車等を火災出動車両として指定し、ホース、防火服、燃料等を点検する。

イ 指令・通信体制の点検、確認

積載型無線機の電源及び機能点検を実施するとともに、消防無線の聴取に努める。

(2) 出火防止の広報

広報車等を出動させ、出火危険の高い地域及び延焼拡大のおそれのある地域に対し、出火防止の広報を行う。

第6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 不法事案等の予防及び取締り
- 3 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第7 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

1 水道関係

市（上下水道部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災対応として次の措置をとるものとする。

(1) 供給の継続

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時においても、水道の供給を継続する。

(2) 応急給水体制の確立

配水池、配水塔の水位を高める。

2 電気関係

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス関係

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信関係

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

5 放送関係

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

第8 金融対策

日本銀行名古屋支店は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置を行うものとする。

第9 交通対策

1 道路

(1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

(2)市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

2 海上

(1) 第四管区海上保安本部（事務所を含む。）及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

(2) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

(1) 名古屋市営地下鉄

ア 南海トラフ地震臨時情報受領時

(ア) 警戒態勢

運転指令室から運転中の列車及び全駅へ連絡、指示を行う。

(イ) 運行に関する措置

平常通り運行する。

(ウ) 利用者への案内及び広報

a 南海トラフ地震臨時情報に関する情報、運行に関する措置等を車内放送、駅構内放送、掲示板、旅客案内表示装置等によって利用者に案内するとともにパニック防止に努める。

b 南海トラフ地震臨時情報が発表されことを関係各所へ通報する。

(エ) 設備点検

関係施設内の設備点検を実施する。

(2) 名古屋ガイドウェイバス株式会社（高架区間：大曾根～小幡緑地）

ア 運行に関する措置

平常通り運行する。

イ 旅客への案内及び広報

南海トラフ地震臨時情報、運行情報等を、車内放送、駅構内放送・表示等によって利用者に案内するとともに、落ち着いて行動するよう伝える。

(3) 名古屋臨海高速鉄道株式会社

ア 運行に関する措置

平常通り運行する。

イ 旅客への案内

地震に関する情報、運行に関する措置等を旅客に案内する。

4 バス（名古屋市営バス）

ア 南海トラフ地震臨時情報受領時

(ア) 警戒態勢

本庁から運行中の車両及び全営業所へ連絡・指示を行う。

(イ) 運行に関する措置

平常通り運行する。

(ウ) 利用者への案内及び広報

a 南海トラフ地震臨時情報に関する情報、運行に関する情報を車内放送、主要バスターミナル及び主要バス停留所への掲示等によって、利用者に案内するとともにパニック防止に努める。

b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを関係各所へ通報する。

(エ) 設備等の点検

設内の点検及び、発電機の試行を行う。

第10 市が管理又は運営等する施設に関する対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、自ら管理・運営等する道路、河川、不特定かつ多数の者が出入りする施設、あるいは災害応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

1 道路

市（緑政土木部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置をとるものとする。

2 河川等

(1) 市（緑政土木部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、所管する河川及びため池について、地震の発生に備えて講じるべき措置をとるものとする。

(2) 市（上下水道部）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、内水排除施設について、施設管理上必要な操作、非常用発電装置の準備・点検その他所要の被災防止措置を行う。

3 不特定かつ多数の者が出入りする施設等

市が管理又は運営等する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に係る利用者等への伝達

<留意事項>

- 利用者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時にとるべき防災行動をとり得るよう、適切な伝達方法を検討すること。
- 避難場所や避難経路、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

- イ 利用者等の安全確保のための退避経路等の確認
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄の確認
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の点検、整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

- ア 施設ごとの南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における具体的な措置内容は、施設ごとに定める。この場合、職員の安全に十分配慮した上で、緊急点検及び予備巡視の実施必要箇所及び実施体制を明確に定めることとする。
- イ 本市施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における対応の基本は次のとおりとする。

区 分	対 応
市民利用施設	原則開館
事務所、公所	継 続

4 災害応急対策の実施上重要な建物

- (1) 災害応急対策の実施上重要な建物は次のとおりとする。

- ア 市役所
- イ 病院
- ウ 区役所及び支所
- エ 消防署・出張所
- オ 土木事務所
- カ 保健センター
- キ 水道営業所
- ク 管路センター
- ケ 環境事業所

- (2) (1)に掲げる施設の管理者は、前記1(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

5 工事中の建築物等に対する措置

市は、市が管理等する施設ごとに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

第11 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等に対する措置として、広報車、報道機関等により次の事項の広報を実施する。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容
- 2 テレビ、ラジオ等から正確な情報の収集に努めることの呼びかけ
- 3 公共交通機関の運行状況に係る情報
- 4 落ち着いて行動することの呼びかけ
- 5 その他状況に応じて必要と認める事項に関すること

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、必要な災害応急対策（第2及び第3の措置）を講ずるものとする。（伝達系統図は別図1-4-3のとおり）

第1 災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、次の期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

- 1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（発生から168時間経過した以降の正時までの期間をいう。）
- 2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

第2 広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に伴う混乱の発生を未然に防止し、災害応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

また、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとるよう呼びかける。

1 広報項目

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3 1のとおり

2 広報手段及び内容等

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3 2(3)(4)のとおり

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の広報文例】

こちらは、名古屋市です。○月○日 午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。このため、南海トラフ地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。

地震が確実に発生するというものではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて、今後1週間（※）、次の地震発生に備えてください。

- 家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった、日頃からの地震への備えを再確認してください。
- 津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないなど、安全な防災行動をとってください。
- テレビ・ラジオ・スマートフォンなどにより、引き続き正確な情報を確認してください。
- 名古屋市内の公共交通機関は、現在運行されています。混乱を起こさないように心がけて

ください。

《繰り返す》

※ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間（気象庁の発表を確認）

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市長から市民への呼びかけ文例】

市民の皆さん、名古屋市長の〇〇〇〇でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、気象庁から〇月〇日 午前（午後）〇時〇分、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

この情報は、南海トラフ沿いでの大規模地震の発生可能性が、平常時に比べて相対的に高まっていると評価された際に発表される情報です。地震が確実にくるということではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて次の地震発生に備えてください。

具体的には、家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった日頃からの地震への備えを再確認するとともに、津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないといった安全な防災行動をとるなど、今後1週間（※）、地震の発生に備えてください。

大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、正確な情報をテレビ、ラジオ、スマートフォンなどで確認してください。秩序正しく冷静に行動していただくことをお願いします。

【後発地震が発生しないまま1週間（※）が経過し、国からの呼びかけがあった場合の広報文例】

こちらは、名古屋市です。〇月〇日 午前(午後)〇時〇分に、国から、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分に注意しつつ、通常の生活に戻るよう呼びかけがありました。最初の地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いています。大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。地震の発生に注意しながら通常の生活を送ってください。

《繰り返す》

※ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間（気象庁の発表を確認）

3 報道機関への広報依頼

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3 3のとおり

4 相談窓口

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3 4のとおり

第3 その他とるべき措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第2、第4 1・3、第5、第7 1、第9 3・4、第10、第11の対応をとるものとする。

(参考 南海トラフ地震に関連する情報)

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

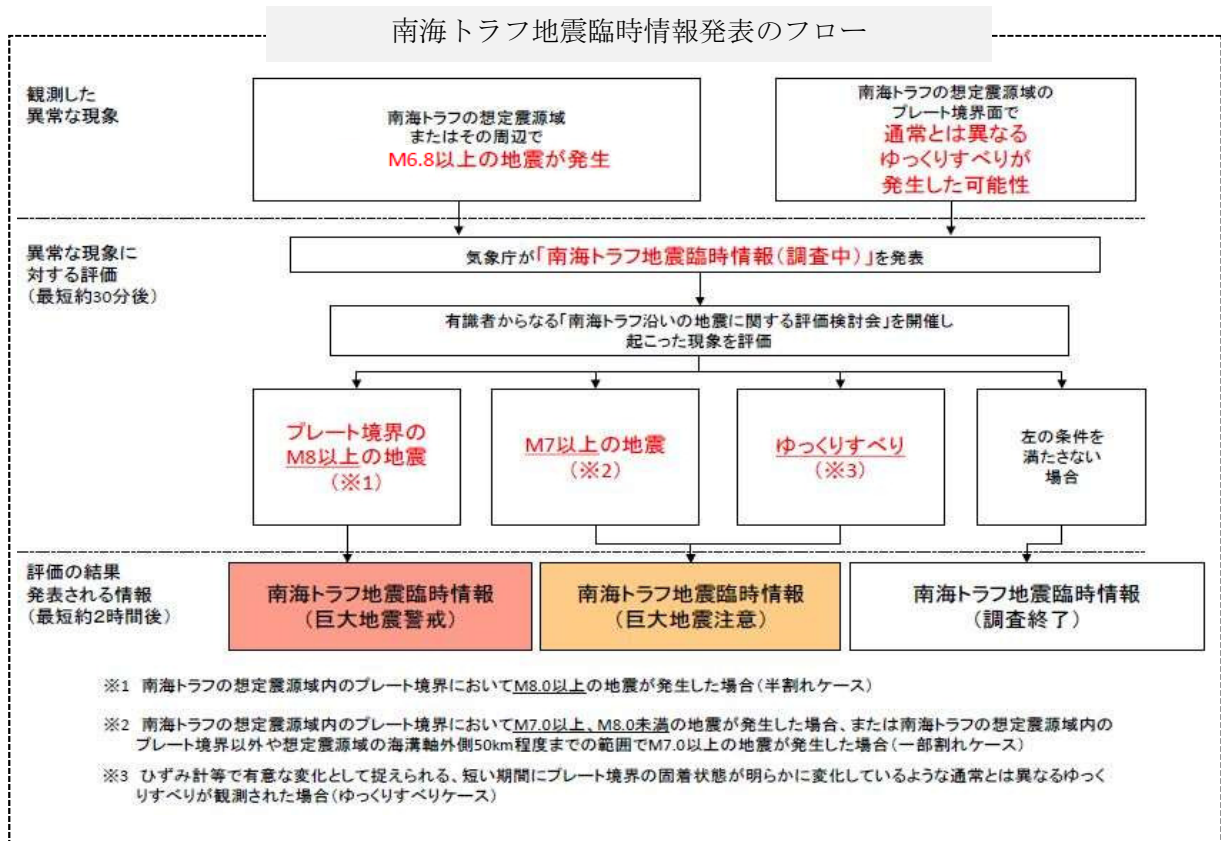
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

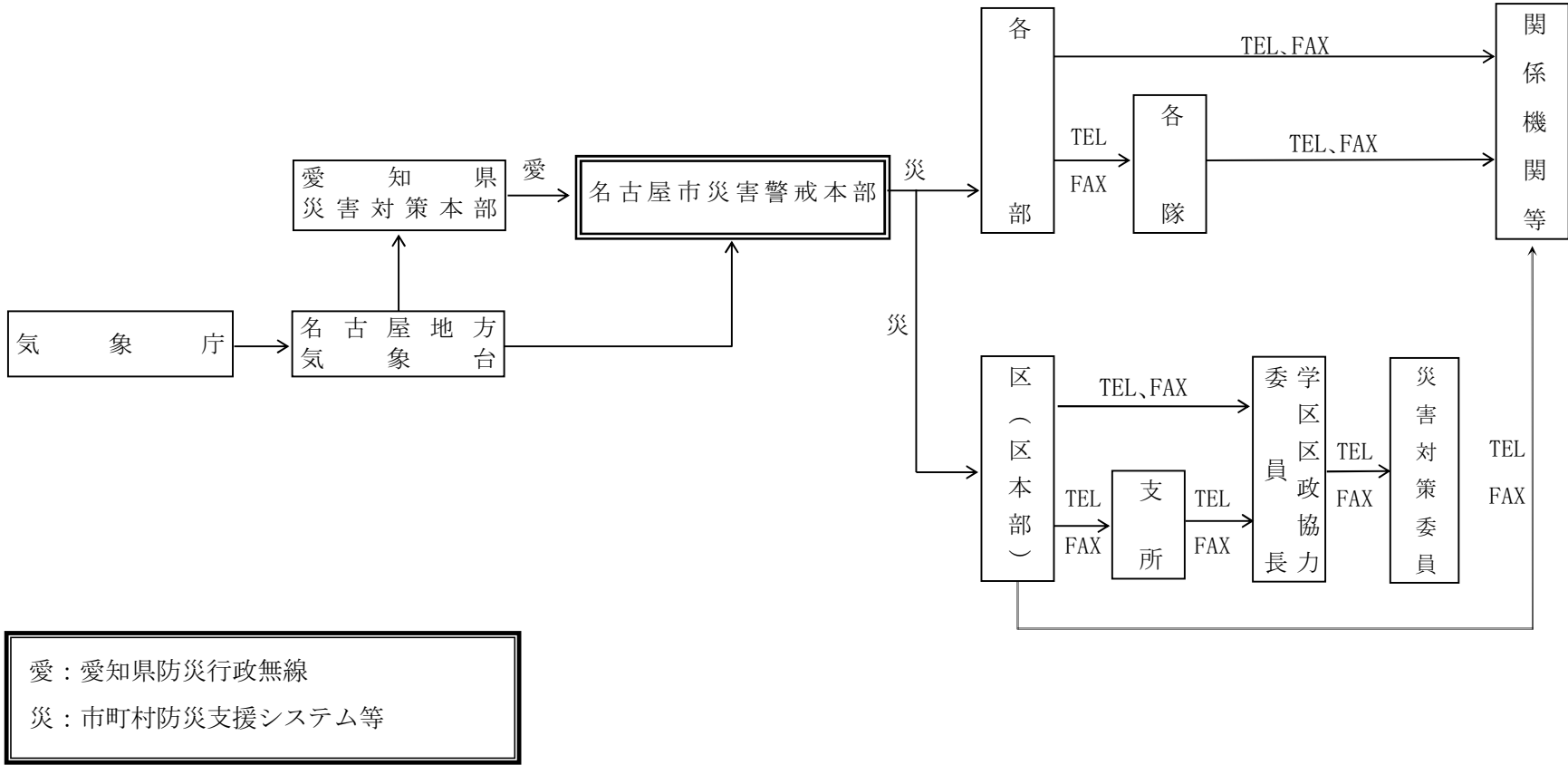
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）

		○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

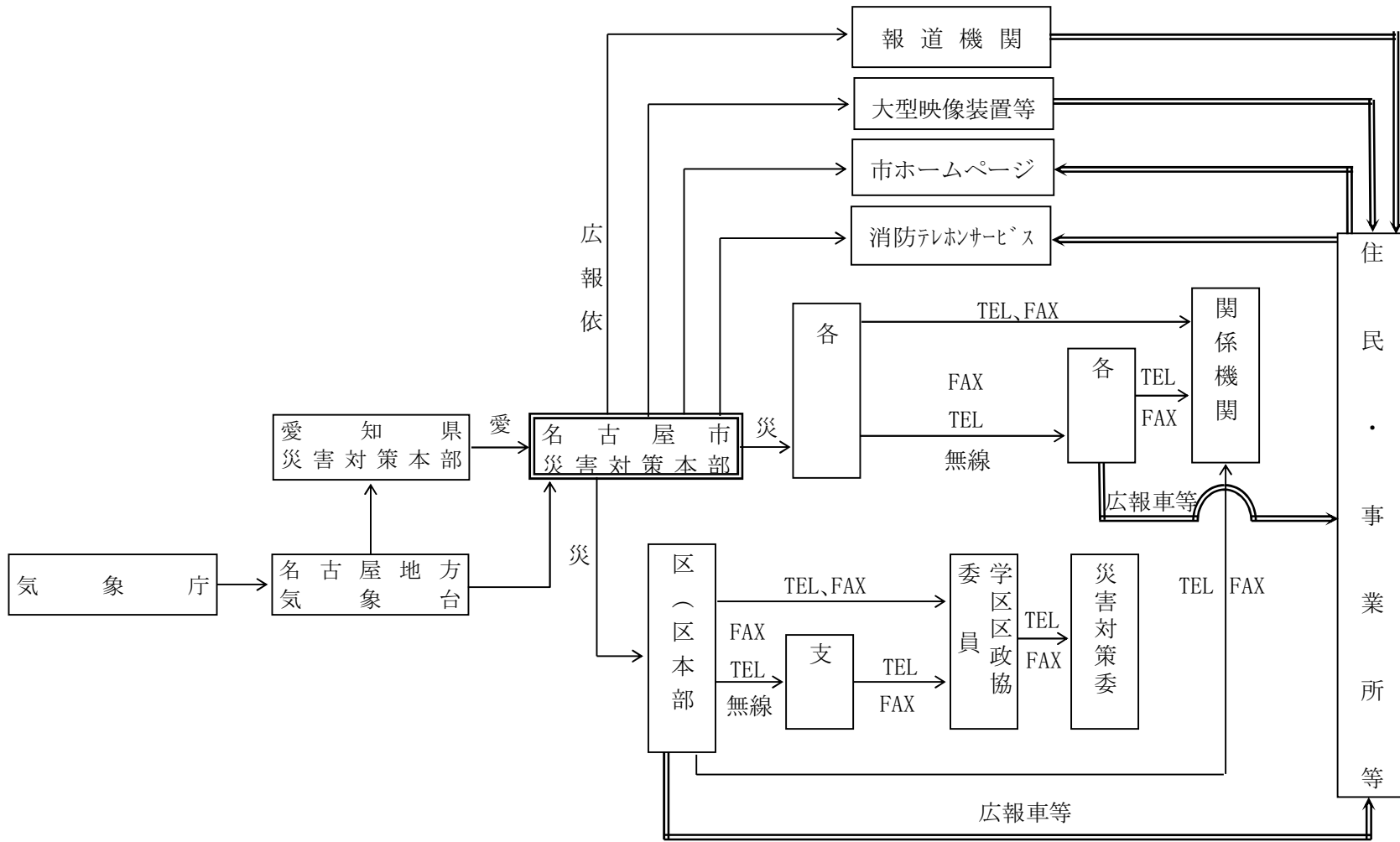
- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



◎別図1-4-1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）伝達系統図



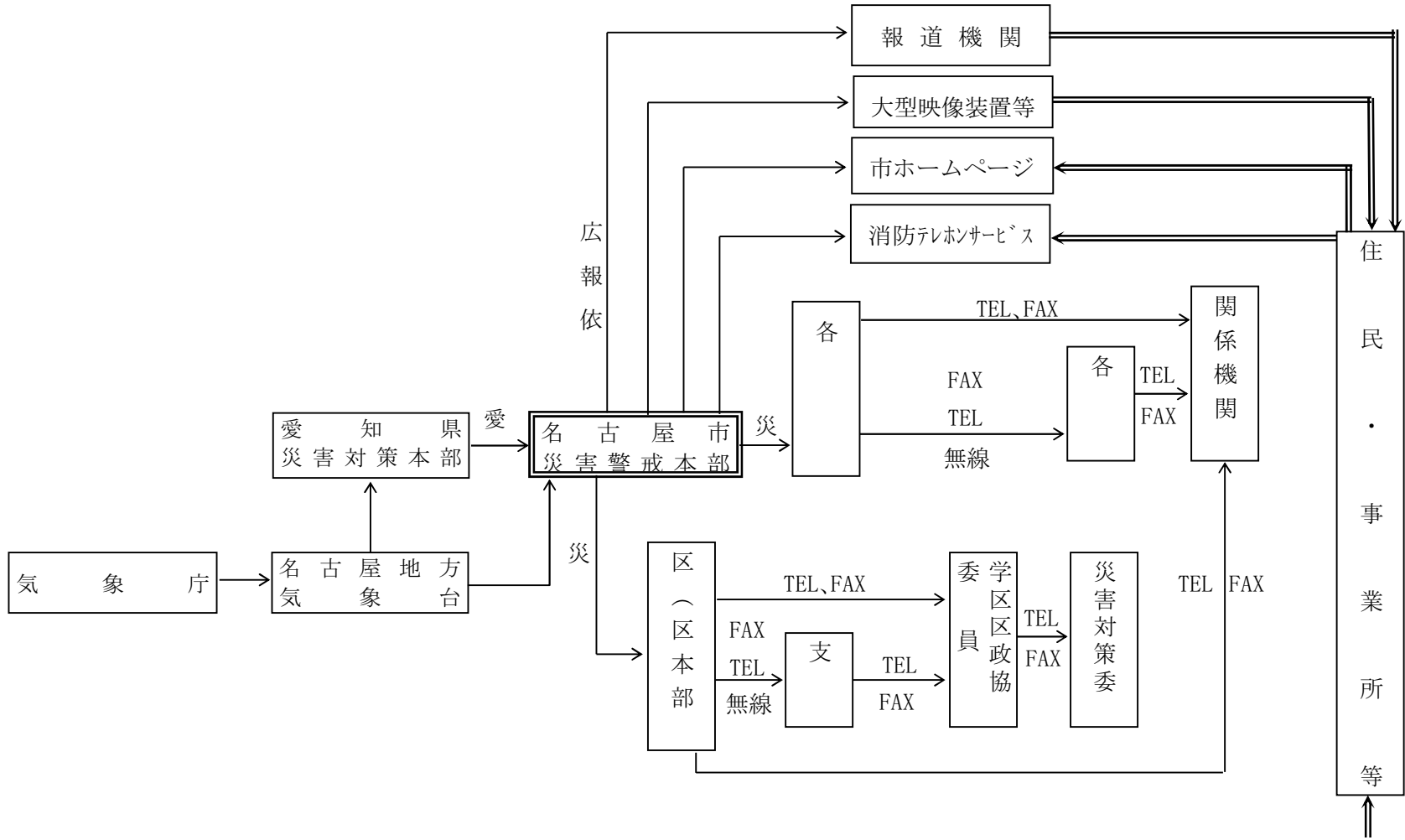
◎別図1-4-2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）伝達系統図



(注) \Rightarrow については、住民等への広報を示す。

愛：愛知県防災行政無線
 災：市町村防災支援システム等

◎別図1-4-3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）伝達系統図



(注) 〓 については、住民等への広報を示す。

愛：愛知県防災行政無線
災：市町村防災支援システム等